

公益社団法人 砥粒加工学会優秀講演賞 審査要領

【優秀講演賞の趣旨】

優秀講演賞は、若手技術者・研究者ならびに学生の学会への参加意識を高めると同時に、将来の活躍と貢献を期待して、砥粒加工学会学術講演会（以下、ABTEC という）における概ね満 30 歳以下の優秀な講演者に対して贈賞する。

【優秀講演賞の贈賞指針】

- ・ 贈賞対象者は、概ね満 30 歳以下（講演論文受付時）の登壇者とする。
- ・ 受賞者は、ABTEC 毎に 10 名程度とし、セッションおよび所属機関などに偏りがないように、審査委員会で審査する。

【優秀講演賞の審査委員会・審査方法】

- ・ 優秀講演賞を審査する砥粒加工学会優秀講演賞審査委員会（以下、審査委員会という）を設ける。
- ・ 審査委員会は、審査委員長、幹事の他、委員 10 名程度を置く。
- ・ 審査委員長は事業部会長とし、幹事は事業部会幹事とする。
- ・ 委員は、審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- ・ 審査は、講演論文と講演内容の両面からの評価・採点による。
- ・ 評価・採点者（評価委員とよぶ）は、セッション毎に座長、オーガナイザ、あるいは、その他の適任者から 2 名を選出する。
- ・ 審査委員長は委員会を主宰し、10 月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

【採点基準】

以下の 7 項目とし、特に 5), 6), 7) 項に重点を置くものとする。

- 1) 原稿の体裁
- 2) 原稿の論旨
- 3) 発表内容の新規性または独創性
- 4) 発表内容の発展性または完結性
- 5) 発表のスライドの構成・見やすさ
- 6) 発表の態度・話し方
- 7) 質疑応答の的確さ

【要領の改廃】

この要領を改正または廃止する場合は、運営規程第 6 4 条に従い、総務部会の承認を経て理事会に報告しなければならない。

付 則

本審査要領は平成 22 年 2 月 12 日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

補足：公益社団法人の設立登記の年月日：平成 22 年 9 月 1 日

改正暦

- (1) 平成22年 2月12日 理事会制定
- (2) 平成24年 2月10日 理事会改定
- (3) 平成30年7月26日第4回理事会で承認
 - (1) 【要領の改廃】を加筆。
 - (2) 公益社団法人の設立登記の年月日を加筆。
 - (3) 句読点を，“”“。”に統一。